

2025年7月22日

各位

会社名 株式会社トランザクション  
代表者名 代表取締役会長 石川 諭  
(銘柄コード7818:東証プライム)  
問合せ先 取締役 北山 善也  
電話 03-6861-5577

## 株式の売出しに関するお知らせ

当社は、2025年7月22日開催の取締役会において、当社普通株式の売出し（以下「本件売出し」という。）に関し、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

また、同取締役会にて、取得株式の総数650,000株及び取得価額の総額19.5億円をそれぞれ上限とする自己株式取得及び取得した全株式の消却を決議しております。詳細は、本日公表の「自己株式取得に係る事項の決定及び自己株式の消却に関するお知らせ」をご参照ください。

### 【株式売出しの目的】

当社グループは、法人顧客向けのコンシューマープロダクトを中心に、企画開発からデザイン、製造・加工、販売、マーケティング・セールスプロモーションに至るまで、一貫したサービスを提供しています。すでに世間に存在しているモノを作るだけでなく、多様化する顧客の想いや、「〇〇消費」と呼ばれる時流にカタチを与え、モノに具現化することを強みとしています。

当社グループが取り扱う製品は、素材や用途がサステナブルなエコバッグなどの「エコプロダクト」、推し活やトラベル、ペットなどのコト消費を起点とした「ライフスタイルプロダクト」、ヘルスケア&ビューティアイテムなどの「ウェルネスプロダクト」の3つに分けられます。これらの製品を、最短期間かつ適正価格で製造・販売するために、生産は海外の提携工場に委託しています。さらに、提携工場をフレキシブルに変更する「移動型ファブレス」を採用し、強固な海外サプライチェーンを築いています。そして、企画開発力や営業力、モノづくりのノウハウ、サプライチェーンといった強みを維持し、時代とともに移り行く顧客の想いや社会の潮流をいち早くつかみ、まだ顕在化ないしは潜在化さえしていない顧客の「欲しい!」を発掘・創造することで、顧客の利益と満足度の最大化に挑み続けています。

2022年10月に公表した第4次中期経営計画は、好調な業績により2023年10月に上方修正し当期（2025年8月期）が最終年度となります。2025年10月には、2026年8月期を初年度とする第5次中期経営計画を公表する予定であります。

着実に成長を続ける当社グループは、2022年4月東京証券取引所市場第一部よりプライム市場に移行し、株主の皆様には利益成長による企業価値の向上によって貢献してまいりました。また、当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして認識し上場以来13期連続で増配を継続しております。さらに、2025年4月に配当方針を変更し、2025年8月期の期末配当より配当性向の水準を40%目安に引き上げました。

資本市場においては、当社は従来から株主構成の多様化と流動性の向上について検討しており、コーポレートサイトの更新、英文開示や決算短信補足説明資料をはじめとしたIR

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

情報の充実、投資家等との対話の強化に加え、2025年6月30日に投資家の皆様が投資しやすい環境を整え、流動性の向上と投資家層の拡大を図るため株式分割を行うことを決議、公表いたしました。

一方で、東京証券取引所は日本株式の市場平均を示すベンチマークである TOPIX の見直しを公表しており、「TOPIX 等の見直しの概要」によると、次期 TOPIX 銘柄への移行にあたって一定以上の浮動株時価総額が選定基準とされております。当社株式は、現状では株式会社 JPX 総研が算定する浮動株比率に基づいた時価総額基準では TOPIX に組み入れられない可能性が高いものと判断しております。このことは、当社の株主価値を毀損することにつながるものと認識しております。TOPIX への組み入れ維持について検討を重ねた結果、これまで同様に持続的利益成長と企業価値の拡大を目指すとともに、浮動株比率を引き上げることが目的とし、創業者であり大株主である当社代表取締役会長及び当社の意向に賛同頂いた株主が保有する当社普通株式の一部の売出し、同時に本日公表の「自己株式取得に係る事項の決定及び自己株式の消却に関するお知らせ」とおり、本件売出しに伴う株式需給への影響も念頭に、適正な自己資本水準を意識し、さらなる資本効率向上を図る観点から自己株式の買付け及び浮動株比率を引き上げるため取得株式全株の消却を実施することを決議いたしました。

当社は「挑戦するって面白い」というコーポレートスローガンのもと、挑戦を続けさらなる成長を目指してまいります。

本件売出しを通じて、当社グループの中長期的な事業戦略や資本政策への理解をより一層深めていただくとともに、長期的視点でご支援いただける投資家層の拡大・多様化、ならびに浮動株比率向上の実現を目指してまいります。

## 記

### 1. 株式売出し（引受人の買取引受による売出し）

(1) 売 出 株 式 の 種類 及び 数 当社普通株式 2,100,000 株

(2) 売 出 人 及 び 売 出 株 式 数	氏名又は名称	売 出 株 式 数
	石 川 論	1,550,000 株
	株式会社日本政策投資銀行	500,000 株
	石 川 智 香 子	50,000 株

(3) 売 出 価 格 未定（日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、2025 年 7 月 29 日（火）から 2025 年 8 月 4 日（月）までの間のいずれかの日（以下「売出価格等決定日」という。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。）

(4) 売 出 方 法 野村證券株式会社を主幹事会社とする引受団（以下「引受人」という。）に全株式を買取引受けさせた上で売出す。  
売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人より売出人に支払われる金額である引受価額を差し引いた額の総額とする。

(5) 申 込 期 間 売出価格等決定日の翌営業日から売出価格等決定日の 2 営業

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

日後の日まで

- (6) 受 渡 期 日 売出価格等決定日の5営業日後の日  
(7) 申 込 証 拠 金 1株につき売出価格と同一の金額とする。  
(8) 申 込 株 数 単 位 100株  
(9) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役会長に一任する。

2. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（下記<ご参考>2. を参照のこと。）

- (1) 売 出 株 式 の 種類 及び 数 当社普通株式 315,000株  
なお、上記売出株式数は上限を示したものである。需要状況により減少し、又は本売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、需要状況を勘案した上で、売出価格等決定日に決定される。
- (2) 売 出 人 野村証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（売出価格等決定日に決定する。なお、売出価格は引受人の買取引受による売出しにおける売出価格と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 引受人の買取引受による売出しの需要状況を勘案した上で、野村証券株式会社が当社株主から315,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 引受人の買取引受による売出しにおける申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 引受人の買取引受による売出しにおける受渡期日と同一とする。
- (7) 申 込 証 拠 金 1株につき売出価格と同一の金額とする。  
(8) 申 込 株 数 単 位 100株  
(9) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役会長に一任する。

<ご参考>

1. 株式売出しの目的

本プレスリリースの冒頭に記載のとおりであります。

2. オーバーアロットメントによる売出し等について

オーバーアロットメントによる売出しは、引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該売出しの主幹事会社である野村証券株式会社が当社株主から315,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、315,000株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合、野村証券株式会社は、引受人の買取引受による売出しの対象となる株式とは別に、オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数を上限として追加的に当社普通株式を取得する権利（以下「グリーンシューオプション」という。）を、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメント

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

による売出しの受渡期日から 2025 年 8 月 27 日(水)までの間を行使期間として上記当社株主から付与されます。

また、野村証券株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から 2025 年 8 月 27 日(水)までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)、上記当社株主から借入れた株式(以下「借入れ株式」という。)の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。野村証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村証券株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

上記のとおりシンジケートカバー取引及び安定操作取引により取得して返却に充当後の残余の借入れ株式は、野村証券株式会社がグリーンシューオプションを行使することにより返却されます。

### 3. ロックアップについて

引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人である石川諭、株式会社日本政策投資銀行及び石川智香子並びに当社の株主である石川葵、石川新、株式会社石川商事及び千葉啓一は野村証券株式会社に対し、売出価格等決定日に始まり、引受人の買取引受による売出しの受渡期日から起算して 90 日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、野村証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等(ただし、引受人の買取引受による売出し等を除く。)を行わない旨合意しております。

また、当社は野村証券株式会社に対し、ロックアップ期間中は野村証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等(ただし、株式分割による新株式発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、野村証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。